

平成30年1月17日  
スポーツ推進部

## 世田谷区立千歳温水プール条例の一部改正について

### (付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する。

### 1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料の改定及び公共施設運用の見直しを実施するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例を提案する。

### 2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

#### (1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

#### (2) 公共施設運用の見直し

区民利用施設の有効利用を促進し、地区力の向上を図るためにキャンセル料を見直す。

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会 （条例改正案）
		平成30年第1回区議会定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
	10月	料金改定

世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○世田谷区立千歳温水プール条例 昭和49年4月1日条例第32号</p>	<p>○世田谷区立千歳温水プール条例 昭和49年4月1日条例第32号</p>												
<p>改正</p> <p>昭和51年3月22日条例第24号 昭和52年4月1日条例第17号 昭和56年12月1日条例第59号 昭和61年3月29日条例第27号 平成7年3月10日条例第24号 平成11年3月11日条例第22号 平成15年3月13日条例第36号 平成17年6月21日条例第44号 平成19年12月11日条例第73号 平成20年3月11日条例第2号 平成24年12月10日条例第66号 平成28年9月29日条例第44号 <u>平成30年 月 日条例第 号</u></p>	<p>改正</p> <p>昭和51年3月22日条例第24号 昭和52年4月1日条例第17号 昭和56年12月1日条例第59号 昭和61年3月29日条例第27号 平成7年3月10日条例第24号 平成11年3月11日条例第22号 平成15年3月13日条例第36号 平成17年6月21日条例第44号 平成19年12月11日条例第73号 平成20年3月11日条例第2号 平成24年12月10日条例第66号 平成28年9月29日条例第44号</p>												
<p>(使用することができる者の範囲)</p> <p>第5条 温水プール等の施設(駐車場を除く。以下この条において同じ。)を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長(第14条の規定により温水プール等の管理を行う者(以下「指定管理者」という。))を含む。以下この条、<u>次条第1項</u>、第9条(<u>第1項第5号</u>を除く。)及び第10条において同じ。)が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(使用することができる者の範囲)</p> <p>第5条 温水プール等の施設(駐車場を除く。以下この条において同じ。)を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長(第14条の規定により温水プール等の管理を行う者(以下「指定管理者」という。))を含む。以下この条、次条、第9条(第1項第4号を除く。)及び第10条において同じ。)が認めたときは、この限りでない。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>使用することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体</td> <td>温水プール(25メー</td> <td>次の要件を満たす団体</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	使用することができる者	団体	温水プール(25メー	次の要件を満たす団体	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>使用することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体</td> <td>温水プール(25メー</td> <td>次の要件を満たす団体</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	使用することができる者	団体	温水プール(25メー	次の要件を満たす団体
区分	施設名	使用することができる者											
団体	温水プール(25メー	次の要件を満たす団体											
区分	施設名	使用することができる者											
団体	温水プール(25メー	次の要件を満たす団体											

改正後			改正前		
	トルプールに限る。) 体育室 健康運動室 集会室	<p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>		トルプールに限る。) 体育室 健康運動室 集会室	<p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>
個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）	個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
	トレーニングルーム	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）		トレーニングルーム	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）
	体育室	次のいずれかに該当する者 1 区内に住所を有する12歳以上の者（12歳に		体育室	次のいずれかに該当する者 1 区内に住所を有する12歳以上の者（12歳に

改正後				改正前			
			<p>達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。) (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する12歳以上の者)</p> <p>2 区内に住所を有する小学生 (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生) で前号の者が付き添うもの</p>				<p>達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。) (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する12歳以上の者)</p> <p>2 区内に住所を有する小学生 (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生) で前号の者が付き添うもの</p>
	健康運動室		<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 区内に住所を有する60歳以上の者 (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する60歳以上の者)</p> <p>2 前号の者の付添者</p>		健康運動室		<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 区内に住所を有する60歳以上の者 (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する60歳以上の者)</p> <p>2 前号の者の付添者</p>
2 前項に定めるもののほか、第18条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、温水プール等の施設を使用することができる。				2 前項に定めるもののほか、第18条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、温水プール等の施設を使用することができる。			

改正後	改正前
<p>(使用承認)</p> <p>第6条 温水プール等の施設を使用しようとする者は、<u>規則で定める</u> <u>手続により</u>、区長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定する温水プール等の施設の使用の承認に係る手続につ</u> <u>いては、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年</u> <u>3月世田谷区条例第 号）に定めるところによるほか、規則で定め</u> <u>るところによる。</u></p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認 をしないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序をみだすおそれがあると認めるとき。</p> <p><u>(3) 温水プール等の施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷</u> <u>区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）</u> <u>第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織とし</u> <u>ての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資すること</u> <u>となるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) 管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。</p> <p>2 区長は、温水プール等の施設を使用しようとする者が、これまでの 使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の 承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかつた とき。</p> <p>(2) 温水プール等の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」と いう。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく 規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p>	<p>(使用承認)</p> <p>第6条 温水プール等の施設を使用しようとする者は、規則で定める 手続により、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認 をしないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序をみだすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。</p> <p>2 区長は、温水プール等の施設を使用しようとする者が、これまでの 使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の 承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかつた とき。</p> <p>(2) 温水プール等の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」と いう。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく 規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p>

改正後	改正前																																												
<p>(利用料金)</p> <p>第17条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表のとおりとする。</p> <p><u>3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</u></p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p><u>附 則 (平成30年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定、同条に1項を加える改正規定及び第17条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第17条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>																																												
<p>別表 (第17条関係)</p> <p>1 温水プール (25メートルプールに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="174 979 1066 1072"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位時間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体</td> <td>1コース 2時間以内</td> <td>6,240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 温水プール、トレーニングルーム又は体育室</p> <table border="1" data-bbox="174 1120 1066 1441"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位時間</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">個人</td> <td rowspan="5">6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回</td> <td>大人</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小人 (小・中学生)</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位時間	利用料金	団体	1コース 2時間以内	6,240円	区分	単位時間	利用料金		個人	6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回	大人	520円	高齢者 (65歳以上)	150円	小人 (小・中学生)	150円	幼児	無料	障害者	150円	<p>別表 (第17条関係)</p> <p>1 温水プール (25メートルプールに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="1180 979 2072 1072"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位時間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体</td> <td>1コース 2時間以内</td> <td>5,760円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 温水プール、トレーニングルーム又は体育室</p> <table border="1" data-bbox="1180 1120 2072 1441"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位時間</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">個人</td> <td rowspan="5">6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回</td> <td>大人</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小人 (小・中学生)</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位時間	利用料金	団体	1コース 2時間以内	5,760円	区分	単位時間	利用料金		個人	6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回	大人	480円	高齢者 (65歳以上)	150円	小人 (小・中学生)	150円	幼児	無料	障害者	150円
区分	単位時間	利用料金																																											
団体	1コース 2時間以内	6,240円																																											
区分	単位時間	利用料金																																											
個人	6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回	大人	520円																																										
		高齢者 (65歳以上)	150円																																										
		小人 (小・中学生)	150円																																										
		幼児	無料																																										
		障害者	150円																																										
区分	単位時間	利用料金																																											
団体	1コース 2時間以内	5,760円																																											
区分	単位時間	利用料金																																											
個人	6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回	大人	480円																																										
		高齢者 (65歳以上)	150円																																										
		小人 (小・中学生)	150円																																										
		幼児	無料																																										
		障害者	150円																																										

改正後				改正前			
		障害者（小・中学生に限る。）	無料			障害者（小・中学生に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料			障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
	1時間以内	大人	<u>260</u> 円	1時間以内	大人	240円	
		高齢者（65歳以上）	80円		高齢者（65歳以上）	80円	
		小人（小・中学生）	80円		小人（小・中学生）	80円	
		幼児	無料		幼児	無料	
		障害者	80円		障害者	80円	
		障害者（小・中学生に限る。）	無料		障害者（小・中学生に限る。）	無料	
障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料	障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料				
3 体育室				3 体育室			
区分	単位時間	利用料金		区分	単位時間	利用料金	
団体	規則で定める単位時間	1時間につき <u>860</u> 円		団体	規則で定める単位時間	1時間につき 720円	
4 健康運動室				4 健康運動室			
区分	単位時間	利用料金		区分	単位時間	利用料金	
団体	午後5時30分から午後9時まで	<u>1,290</u> 円		団体	午後5時30分から午後9時まで	1,080円	
個人	午前9時から午後5時まで	60歳以上の者	<u>360</u> 円	個人	午前9時から午後5時まで	60歳以上の者	300円
		付添者	大人 <u>360</u> 円 小人（小・中学生） 無料			付添者	大人 300円 小人（小・中学生） 無料

改正後			改正前		
5 集会室			5 集会室		
区分	単位時間	利用料金	区分	単位時間	利用料金
団体	規則で定める単位時間	1時間につき <u>280円</u>	団体	規則で定める単位時間	1時間につき 240円
6 駐車場			6 駐車場		
	単位時間	利用料金		単位時間	利用料金
自動車1台	30分以内	100円	自動車1台	30分以内	100円
備考			備考		
<p>1 温水プール、トレーニングルーム又は体育室のうち、2以上の施設を個人で使用する場合の利用料金は、当該2以上の施設のうち1の施設を、当該2以上の施設を現に使用する時間を合算した時間又は1回使用するものとして、この表を適用する。</p> <p>2 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 温水プール、トレーニングルーム又は体育室を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>130円</u>、高齢者、小人及び障害者（小・中学生を除く。）にあつては40円を徴収する。</p>			<p>1 温水プール、トレーニングルーム又は体育室のうち、2以上の施設を個人で使用する場合の利用料金は、当該2以上の施設のうち1の施設を、当該2以上の施設を現に使用する時間を合算した時間又は1回使用するものとして、この表を適用する。</p> <p>2 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 温水プール、トレーニングルーム又は体育室を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては120円、高齢者、小人及び障害者（小・中学生を除く。）にあつては40円を徴収する。</p>		